

「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正について

令和 2 年 1 2 月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 86 条第 1 項及び航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 194 条第 1 項において原則として禁止しているが、航空法施行規則第 194 条第 1 項第 9 号並びに同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づいて定められた「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和 58 年運輸省告示第 572 号)」において、例外として輸送許容物件及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、国際民間航空機関の理事会において承認された ICAO-TI の改正が令和 3 年 1 月 1 日に発効することに伴い、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」を一部改正することから、これに準拠して「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について(平成 13 年 6 月 29 日付国空航第 543 号)」について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 移植目的の臓器保存を目的とした危険物の除外規定の追加(1. (2) 関連)

移植のための組織又は器官の保存に使用される物件を、輸送禁止物件から除外される物件に含むこととする。

(2) 搜索救難等に従事する航空機の危険物輸送に係る除外規定の追加(1. (2) 関連)

患者の医療、移植用臓器の保存及び告示第 25 条に定める目的のため航空機により輸送される物件であって、当該目的の前後の飛行等において引き続き当該機により積載される場合、輸送禁止物件から除外される物件に含むこととする。

(3) その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公 布: 令和 2 年 12 月下旬

施 行: 令和 3 年 1 月 1 日